

第6期 北九州市障害福祉計画

第2期 北九州市障害児福祉計画

【素案】

概要版

(令和3年度～令和5年度)

1 計画の基本理念

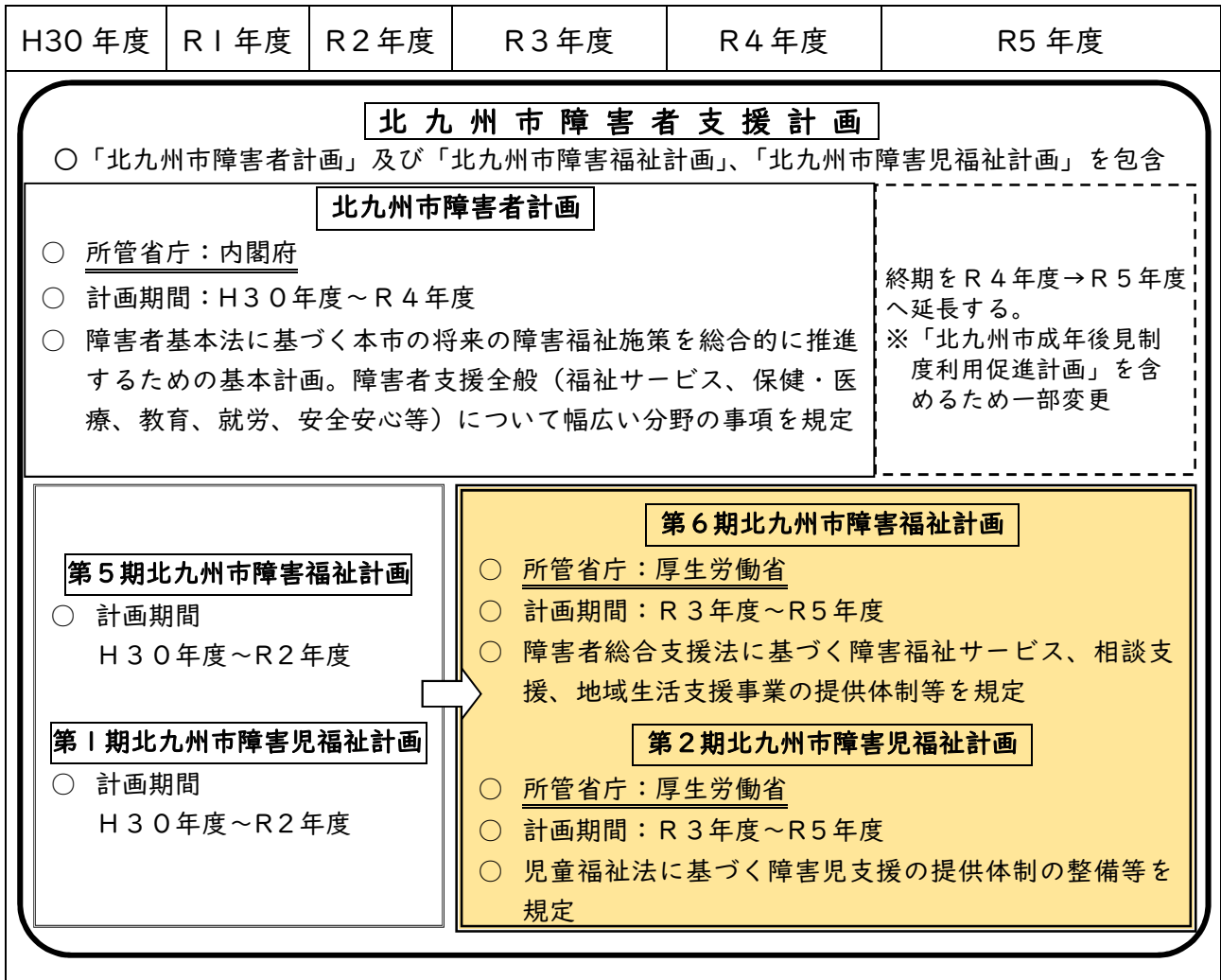
「障害者総合支援法」の「すべての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、同法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村計画として策定するものです。

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る令和5年度末の成果目標を設定するとともに、令和3年度から5年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の構築を総合的かつ計画的に図るための取組みを定めます。

2 計画期間・計画の位置付け

(1) 計画期間：令和3年度～令和5年度（厚生労働省の基本指針による）

(2) 計画の位置付け



3 障害福祉サービス等ニーズ把握調査結果の概要

(1) 暮らしの状況

- ・障害のある子どもを除くと、いずれの障害においても6割～8割が家族と同居しています。
- ・3年以内も現在の生活を維持したい人が5割～7割(精神障害のある人を除く)となっています。
- ・知的障害、発達障害の主たる介助者が、50歳～60歳と高年齢化しており、健康に不安がある人が4割～5割となっています。

(2) 通院・通所の状況、心身の状況（自宅で生活している精神障害のある人）

- ・精神科へ通院している人が約8割、精神科への入院経験がある人のうち退院後から5年以上経過している人が約4割となっています。
- ・心の状況は、「かなり良くなっている」、「少しずつ良くなっている」を合わせると約4割となっています。

(3) 就労の状況

- ・いずれの障害種別においても、4割～5割が現在、就労しています。
- ・障害福祉サービス利用者のうち、就労系サービスの利用は、身体障害で約1割、知的障害で約3割、精神障害で約4割、難病で約0.5割、発達障害で約3割となっています。
- ・仕事を辞めた理由は、「障害や病気で身体的に働くことが困難になったため」とする割合が、いずれの種別でも4割～6割と高くなっています。
- ・働くために必要なことは、「障害にあった仕事」や「周囲の理解」が多く挙げられました。

(4) 障害のある子どもの状況

- ・日中は「通園施設に行く」が約5割、「家庭で過ごす」が約2割となっています。
- ・障害児通所支援では「放課後等デイサービス」の利用が約5割、地域生活支援事業では「日常生活用具の給付・貸与」の利用が約3割と高くなっています。

(5) 支援体制と障害福祉サービス

- ・家族や親せき以外の相談先については、「利用している施設や事業所」、「通院している医療機関」、「友人」などが2割～4割を占めました。
- ・相談機関に必要なこととして、「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」、「気軽に相談できる窓口」が求められています。
- ・障害福祉サービス等の利用状況について、利用サービスに対する満足度は全体的に高くなっています。

4 成果目標

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

ア 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末の施設入所者数	1,356人
令和5年度末の地域生活への移行者数	82人以上

6%以上移行

イ 施設入所者数の減員

令和元年度末の施設入所者数	1,356人
令和5年度末の施設入所者数	1,334人以下

1.6%以上減員

【目標達成のための取組み】

地域での自立した生活を支える居宅介護、重度訪問介護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保に努めます。また、地域における生活の場のひとつであるグループホームの設置促進を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 令和5年度末の精神病床における一年以上長期入院患者数を2,017人以下とします。

イ 令和5年度の精神病床における早期退院率について、入院後3か月時点を69%以上、6か月時点を86%以上、1年時点を92%以上とします。

※ 北九州医療圏の集計値

【目標達成のための取組み】

精神障害のある人への相談支援体制、グループホーム等の居住支援系サービスの確保に努めるとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築します。

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化を見据えた居住支援のための地域生活支援拠点等の機能を維持・拡充するため、運用状況を年1回以上検証・検討します。

【目標達成のための取組み】

障害のある人やその家族の地域における生活を支える「地域生活支援拠点等」において、現行の「①緊急時の受け入れ・対応」「②地域の体制づくり」の機能を検証するとともに、「③緊急時必要なサービスのコーディネートや相談等の支援」「④体験の機会・場の提供」「⑤専門的人材の確保・養成」の機能を加えることで、障害のある人の生活を地域全体で支える居住支援体制の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練）を通じた一般就労への移行者数

令和元年度の一般就労への移行	229人
令和5年度の一般就労への移行	255人以上

1.11倍以上

イ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者数を増加させるとともに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上の事業所を全体の8割以上とします。

【目標達成のための取組み】

就労系障害福祉サービスを確保しつつ、障害者しごとサポートセンターや国・県等の関係機関と連携し、特性に応じた就労支援を行うとともに、一般就労の受け皿の更なる拡大や就労の定着に取り組めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの充実

全ての児童発達支援センターが地域支援（保育所等訪問支援等）を適切に実施できるように支援します。

イ 聴覚障害児支援のための中核機能を果たす体制の確保

保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら、聴覚障害のある子ども及び保護者に対して切れ目のない支援を行います。

ウ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの適切な運営に取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供する居宅訪問型児童発達支援の充実を図ります。

エ 医療的ケア児に係る支援

医療的ケア児協議会を定期的開催するなど、保健・医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、医療的ケア児の適切な支援を行います。

オ 保育所等における障害児の受入れ

関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図ります。

【目標達成のための取組み】

障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、必要な支援を受けられる体制の確保を図るとともに、聴覚障害のある子どもを支援する中核施設の機能強化や医療的ケア児の看護・介護を行う家族の負担軽減などに取り組めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化

令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援を強化する体制を確保します。

【目標達成のための取組み】

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、相談支援事業の人材育成支援や相談支援機関との連携強化に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築します。

【目標達成のための取組み】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果・指導監査結果の関係自治体間の共有体制の構築に取り組めます。

(8) 発達障害児・者支援の充実・強化

令和5年度末までに発達障害児・者のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制を構築します。

【目標達成のための取組み】

健診や特性評価、就学準備など、就学前児童を対象とした早期支援システムの試行を複数の地域で行うとともに、発達障害者支援地域協議会に専門部会を設け、成人後までの支援体制や、強度行動障害の支援体制の構築に取り組めます。

5 活動指標（抜粋）

成果目標を達成するために必要な量の見込み等をこれまでの実績を踏まえて設定しました。

① 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護等）

区分	R3	R4	R5
利用者数	2,018人	2,050人	2,082人
利用時間	48,832時間	50,502時間	52,171時間

② 日中活動系サービス

生活介護

区分	R3	R4	R5
利用者数	2,920人	2,930人	2,940人
利用日数	59,557人日	60,300人日	61,044人日

就労継続支援（A型・B型）

区分	R3	R4	R5
利用者数	3,623人	3,687人	3,742人
利用日数	66,409人日	67,755人日	68,924人日

③ 居住支援・施設系サービス

共同生活援助（グループホーム）

区分	R3	R4	R5
利用者数	1,410人	1,480人	1,550人

④ 相談支援

計画相談支援

区分	R3	R4	R5
利用者数	9,150人	9,450人	9,750人

⑤ 障害児支援

児童発達支援

区分	R3	R4	R5
利用者数	628人	648人	668人
利用日数	8,100人日	8,358人日	8,616人日

放課後等デイサービス

区分	R3	R4	R5
利用者数	1,976人	2,050人	2,116人
利用日数	31,215人日	32,882人日	34,326人日

⑥ 発達障害者支援関係

発達障害者支援センターによる相談支援

区分	R3	R4	R5
相談件数	3,800件	3,800件	3,800件

発達障害者支援センター等の関係機関への助言

区分	R3	R4	R5
助言件数	54件	54件	54件

6 地域生活支援事業（抜粋）

成果目標の達成に資するよう、地域の実情に応じて実施する事業について、これまでの実績及び今後の見込み量等を踏まえて設定しました。

① 日常生活用具給付事業

区分	R3	R4	R5
利用者数	13,703人	13,970人	14,243人

② 手話通訳者派遣事業

区分	R3	R4	R5
利用者数	2,915件	3,060件	3,213件

③ 移動支援事業

区分	R3	R4	R5
利用者数	583人	593人	603人
利用時間	86,597時間	86,797時間	86,997時間

④ 日中一時支援事業（日帰りショートステイ）

区分	R3	R4	R5
利用者数	142人	147人	152人
利用回数	6,662回	6,862回	7,062回

○ 北九州市障害者計画の見直しについて

1 計画期間の延長

北九州市障害者計画（平成30年度～令和4年度）と第6期北九州市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を一体的に推進するため、北九州市障害者計画の計画期間を令和5年度まで延長します。

2 「北九州市成年後見制度利用促進計画」の包含

「北九州市成年後見制度利用促進計画」が令和2年度までとなっているため、同計画の施策内容①成年被後見人と成年後見人の支援、②成年後見制度の利用環境の整備（地域連携、中核機関の整備）を北九州市障害者計画に盛り込みます。